令和５年度 福祉保健関係部課長会議　会議録

１　日時　令和５年８月 17 日（木）午後１時 30 分から

２　場所　愛知県自治センター４階　大会議室

３　当番市　岡崎市

４　出席者　愛知県…〇地域福祉課
・生活保護グループ　課長補佐　近藤　節子
・地域活動支援グループ　課長補佐　井上　明
〇障害福祉課
・業務・調整グループ　課長補佐　矢ノ口　敦
・生活支援グループ　課長補佐　山本　達哉
〇障害福祉課医療療育支援室
・重症心身障害児者支援グループ　主査　都　香里
〇高齢福祉課 地域包括ケア・認知症施策推進室
・地域包括ケアグループ　主査　山田　朋美
〇生活衛生課
・環境衛生グループ　課長補佐　金原　紀章
出席市…名古屋市健康福祉局総務課企画係長　立松　拓也　始め43名
市長会事務局…行政係長　瀧田　崇司　財政係長　成瀬　博幸

５　内容
（１）開会　市長会事務局　財政係長　成瀬　博幸
（２）あいさつ　福祉局地域福祉課生活保護グループ
課長補佐　近藤　節子　始め７名
（３）議題（議長　岡崎市 福祉部ふくし相談課長　齊藤　哲也）

【事務局】
ここからは、資料に沿って進めさせていただきます。補足資料がございましたらお申し出ください。それでは、議題 3、議題に入ります前に、前回会議におきまして、市制施行順により、今年度の会議進行の議長当番市として、岡崎市さんに決定しております。岡崎市福祉部次長兼福祉相談課長、齊藤様、よろしくお願いいたします。

【議長】
はい皆さんこんにちは。ただいまご紹介預かりました岡崎市福祉部福祉相談課の齊

藤と申します。本日当番市ということで議長を務めさしていただきます。よろしくお願いいたします。

議題の協議に入る前に本日の進行方法について説明いたします。各種の状況につきましては、前もって配布していただいておりますので、各市の状況の発表は執り行わず、議題ごとに提案市の趣旨説明。そのあと、私から取りまとめ状況を簡単に説明します。そのあとに各市の回答の補足説明がある市は、補足説明。他市の状況を確認したい場合は、ご質問等をいただいた上で、議題提案市において、これでよいかなど、確認させていただきます。最後に、必要に応じて愛知県の方からコメントをいただくという順番で進めさせていただきますのでよろしくお願いします。

また、この会議は、要望の場ではなく、情報や意見交換の場として開催するものでございますので、皆様からの活発なご意見と情報共有をお願いいたします。

それでは早速、議題１から順に進めて参ります。提案市であります半田市さんより趣旨説明をお願いいたします。

議題１　音声コード Uni-Voice（ユニボイス）の導入状況等について（半田市提出）

【半田市】

６月議会におきまして、公明党議員さんより、本会議場で音声コードユニボイスの導入について一般質問がございました。

ユニボイスは音声コードということで、視覚障害とか、目の不自由な高齢者だとか、日本語が理解できない外国人などにとっては、情報アクセシビリティの向上に繋がるということで、有意義なことは十分承知していますが、実際にユニボイスについて詳細に把握していないため、「調査研究を進めて参ります。」と答弁いたしました。

県内の市で、実際にユニボイスを導入されているところがあれば、その状況等をまず確認させていただいて、その導入状況によっては、また個別にご相談させていただきたいという思いがございまして、その状況をお聞きしたかったわけでございます。例えば納税通知書みたいにアウトソーシングで一括印刷して、封入封緘までするものが本当にできるのか、かなり疑問があったので、実際そこまでやれている市があるか、知りたくて、議題として挙げさせていただきました。

【議長】

事前に各市からご回答いただいてます。13 の自治体が導入しており、大体３割強の自治体で導入しています。ただ見ていると、計画書につけているところが多いかなと思います。

やはり今半田市さん言われた通り、情報アクセシビリティ、ひいてはノーマライゼーションの実現ですかね。それに向けては多分、障害者の方の、普段の生活を支える情報アクセシビリティが必要になってくるかな、そういったところで県内各自治体が、こういった情報アクセシビリティの取り組みをやってるかを確認したい、情報交換し

たいっていう趣旨かと思います。半田さん、どうぞ聞いてみたい市がありましたら。

【半田市】
　多くのところが、計画とか、概要版みたいものかと思っておりまして。その中で豊田市さんが、タクシー券、現況届っていう、手当の関係かなと思っておりましたけども、こういったものにユニボイスがついてるっていうことでしたので、実際にユニボイスの位置を特定するために、切り欠きという半円の切り込みみたいなものが必要になっております。実際にユニボイスを導入するにあたっては、その切り欠き反映をどうやっているのかお伺いします。

【豊田市】
　ユニボイスにつきましては、ＳＰコードの時から豊田市については、タクシー券の通知文、特別障害者手当等の現況届の通知文につけております。切り欠きですが、今どのように切り欠きをやっているかは、把握していません。
　ＳＰコードの時は、電動パンチだとかを使って、職員が半円になるような形で行っていたと記憶しています。

【名古屋市】
　ユニボイス・ＳＰコード、それぞれどのように計画冊子等でやってるかって、実際には統一的にやってるわけではないので、それぞれ異なる面はあろうかと思いますけれども、過去私自身の経験で申し上げますと、そもそも計画等であれば冊子等の作成委託をすることが多くあるかと思います。
　その委託の中で、まだユニボイスあと、ＳＰコードの時もそうでしたけど、ある程度そういったところも含めて、印刷の中で入れていたりします。そこで、実際に半円状の部分もやっていただいてるっていう対応をしていました。

【県障害福祉課】
　愛知県の事情を説明いたしますと、県の障害者用の福祉ガイドブックで音声コード版を作成しておりまして、一応簡単に説明しますとＳＰコードかユニボイスかちょっと、今、わかりませんが、業者委託してまして、切り欠きの位置が、確か 2.5 センチのところと決まってるんですよね。だから、そこに切り欠きを入れてっていう指定をさせていただいて、発注をかけております。
　少ないものでしたらパンチという対応もできると思いますが、やはり大量に出す上では、2.5 センチっていう位置は、要はＳＰコードの方は、日常生活用具でしたかね、
　読み出す機会があるので、そこに合わせてるっていうことであって、ユニボイスでしたら、スマホのアプリで入れることができるということで、あんまり気にしなくてもいいのかなっていうところもあるのかなと思ってます。
　ですからＳＰコードでは 2.5 センチの切り欠き、絶対必須なんでしょうけど。ユニ

ボイスだと、要は外国人向けの音声コードの代わりに、ユニボイスとかも使えるんじゃないかと。もっと幅広い活用を検討してるようなことも仰ってましたので、そういう意味でも導入を進めていただけると、ありがたいのかなというふうには思っております。

【議長】
ありがとうございました。まだまだどこの自治体もこれからかなっていうところですので、引き続き、活用の方、或いは意見交換の方進めていけたらと思います。それでは、議題１につきましては以上とさせていただきます。

議題２　日本語の習得が不十分な障がい者（児）を適切な福祉サービスにつなげるための通訳等対応について（半田市提出）

【半田市】
日本語が不十分な外国人、他に福祉サービスとか障害者手帳の取得を含めた相談を受けた場合に、きちんと説明するにあたって、苦慮しているところがございます。
その中で、タブレットなどの活用はしていますが、専門用語が飛んだりだとかそういった部分があったりするので、外国語通訳派遣を半田市としては要綱に定めておりまして、運用しているわけです。ただ単価のことで、課題があったりするので、担当者としては、継続について、ちょっと疑問に思っております。そういった中で、議題として挙げさせていただきました。
各市の状況を拝見させていただきました。質問の仕方が悪かったかもしれないので、大変申し訳なかったですが、その辺を汲み取って、内容とか明確に書いていただいている市もありますが、あまり実施されていないというのを感じたところではございます。
そういった中で、例えば犬山市さんだとか、豊明市さんは実施内容が書いてございますので、実施市へ個別相談というか、ご連絡させていただいて、担当者レベルで話させていただければと思います。今回は皆様の方のご回答を拝見させていただいて、状況把握をさせていただきましたので、この場で私の方から、改めてご質問は控えさせていただきたいと思っております。簡単ですが以上です。

【議長】
ありがとうございました。
相談事業所等に外国語通訳の派遣をやっていることも、なかなかすごいなあと思いました。岡崎市で言いますと実は先月、視覚聴覚障害向け高アクリル板に文字が表示されるアイシンが開発した機器の実証実験をやりました。それが三か国語を対応する。ポルトガル語とか、使えたらいいなと思いましたが、結構精度が良かったです。フィリピンの方とかベトナム語を要望したら、10 か国語ぐらい対応しているようでした。

機器の名称はちょっと忘れましたが、意外と精度が良く、福祉の専門用語も学習する機能があるようでした。ただあと問題は利用料、通信料のところですね。Ｗｉ－Ｆｉ環境とか必要なってきます。そういったのを使いながら、議題１のように、ノーマライゼーションを目指していくっていう形になるかと思います。県の方はどうですか。よろしいですか、コメントの方は。

【県障害福祉課】
お話の翻訳機器はワイワイプローブだと思いますので、私も刈谷の工場まで視察に行きました。確かに精度が非常に高いです。ただ覚えさせるのが難しいというか、しゃべり方のくせみたいなのがあるとうまく表示されない。翻訳もできるってことで、幅広い用途でありホームページ等も出てました。ご興味がある方はご覧になっていただければ、そもそもスマホのアプリなので、アクリル版なくても、スマホでもやれるようなこともおっしゃってたと思いますので、参考にしていただければと思います。

【議長】
ありがとうございました。紹介があったのは、安城市さんと刈谷市さんですかね、もう導入されてるってことですかね。岡崎市も実証実験をやってから、来年度入れようかっていうところですので、また、情報提供が必要でしたら、安城市さんや岡崎市でも結構ですのでお問い合わせいただけたらと思います。それでは議題 2 につきましては、以上となります。続きまして議題３です。

議題３　個別避難計画作成への福祉専門職の参画について（安城市提出）

【議長】
個別避難計画作成への福祉専門職の参画についてでございます。提案市であります安城市さん趣旨説明をお願いいたします。

【安城市】
個別避難計画作成にあたっての質問をさせていただきました。この度は、たくさん質問内容がありまして、大変申し訳ありません。内容的にも、ちょっと細かいものとなってしまいましたが、ご回答のご協力ありがとうございました。
安城市では、現在、災害時避難行動支援者に対する個別避難計画について、皆さんも同様だと思いますが、作成に当たっております。作成は、昨年度から本格的に実施しまして、昨年度はモデルケースとして、五名の方の個別避難計画を作成しました。それぞれに、福祉専門職の方に関わっていただきましたが、今年度来年度で優先作成対象者を選定しまして、まずそういった方々の計画を優先して策定していくというようなことをしております。その後に、その他の方々の計画を順次ふやしていく予定です。

そこで県内の各市の皆さんにお聞きしたかったのが、この優先作成対象者の抽出、安城市ですと 50 名程度だったんですけども、その対象者抽出の状況ですとか、或いはこれを進めていくにあたって、当然福祉専門職の方々のご協力が必要なってくるということで、あとケアマネージャーですとか、障害者と相談支援専門員の方々にご協力を今からいただこうかと思って、これから説明していく段階ですけど、各市の皆さんの状況がどうかということ。併せて計画作成にあたっては、国の方からも謝礼として 7000 円というようなことが示されておりますが、各市そういった謝礼については、どのようにお考えかということをお聞きししました。ご教授よろしくお願いします。

【議長】

個別避難計画でございます。災害対策基本法が令和 3 年 5 月に改正されまして、個別避難計画の作成が市町村の努力義務になってます。今までの個別避難行動支援者名簿に加えて、避難支援等実施者等のほか、避難場所と避難経路、これを明記した計画書の作成が市町村の努力義務となりました。法改正とあわせて、避難行動支援者の避難支援に関する取り組み指針も改正されまして。俗に言うステップ 1 からステップ 7 までの過程、まず優先度の高い計画は、市町村が 5 年以内に作成を進める。ハザード区域外に居住する方などについては、個人作成とか地域作成とか、そういうふうにして進めていきましょうという形になっております。

各該当各市の回答を見ますと、それなりに取り組みを進めているところですけど、やっぱり個別避難計画っていうのは、本当に命を守る計画っていうところで、肝になるのが、誰と、どうやって避難していくか、そこがやっぱり一番肝になってくると思います。

安城市さんの質問としては、優先度の考え方をお聞きしたいっていうことと、国、内閣府が示している福祉専門職への報酬です。これは、兵庫県が確かモデルになって県が 7000 円っていうのを出して、それが基準になっているというとこですね。これ普通交付税に算定できるんですけど、安城市さんは確か不交付団体なので、あんまり恩恵がないところですけど。内閣府の個別避難計画のモデル事業を確か犬山市さんが実施ており、令和 4 年度に蒲郡市さんと美浜町と、岡崎市がやってる。今年度は愛知県さんがやられています。本年度、岡崎市も手をあげようと思ったら、都道府県しか応募ができるって言われてできなかったんですけど、犬山市さんは、令和 3 年からモデル取り組み始めて、この辺優先度の考え方と福祉専門職のですね、関わり方その辺についてご教示いただけたらと思います。

【犬山市】

犬山市です。モデル事業として受託しまして、個別避難計画について、いろいろ取り組みをしているところです。個別避難計画を策定することで、要支援者が個別にどのように、どのタイミングでマイタイムラインを決めて避難するかを準備段階から、

計画できるということで、個別避難計画の作成を進めているところです。
　ご質問は２点あったと思います、作成の優先度と、専門職がどのように関わっているかというところですけども、作成優先度としては、作りたいと回答された方、たくさんいますけども、その中で、ハザードマップを見まして、危険度の高い地区（山の手の地区）を優先として、計画を策定していくというところです。
　それから、どういった作り方をしているかというと、個別に作っていただいても良いですけれども、福祉専門職も増員いたしまして、ケアマネージャー等ですね、個別に契約をしまして、協力を依頼しております。単価については、先ほども説明がありましたけれども、犬山市の場合、国の交付税算定を用いておりまして、１件 7000 円というところで実施をしております。あと ３ 年に一度民生委員の一斉改選の年に民生委員が要支援者のお宅も回るんですけども、個別計画作成の意向確認も行っているというところです。以上です。

【議長】
　ありがとうございました。昨年は岡崎市も犬山市さんと一緒にモデル事業に取り組んでおりました。ワーキングでは自治体規模ごとのグループ作り、岡崎市と犬山市さんと一緒のグループになったことなかったんですけど。犬山市さんの発表聞いて、すごく面白いなと、それが災害対策基本法が改正されたときに、指定福祉避難所という概念が出てきたんですね。今、指定福祉避難所に直接避難、要は個別避難計画を作る時に、どこに逃げるっていうのを決めるわけですね、どこに逃げるって言ったときに、やっぱり一般避難所じゃ避難生活が送れない方、避難行動要支援者制度自体は、とりあえず命を守りましょうという制度なんですけど、やっぱり命を守った後、生活してかなきゃいけない。犬山市さんは、事前にどういう行動するか、最後の行動をどうするか、それをしっかり決めてると思います。
　あと蒲郡さんは福祉避難所の方と一緒やってお見えですが、蒲郡市さんその辺の取り組みをちょっとご説明いただけたらと思います。

【蒲郡市】
　令和 ４ 年度に国のモデル事業に手あげをしてやらしていただきました。
　うちのやり方としては対象者に、手挙げ方式のセルフプランで、個別避難計画作成をやっていただきます。モデル事業としては、福祉避難所ですね、事業所と一緒に避難所の開設訓練を行って、実際に障害者の方も含めた避難所開設訓練を行って、その様子をビデオ撮影して、去年四つか五つぐらい開設訓練の動画を作成しました。動画の方が、情報量がかなり多いということですので、しゃべるよりは動画を見てもらって、特に事業所の方や、あと避難される方に対して、動画で案内をしているところです。

【議長】

ありがとうございました福祉避難所の実際訓練をユーチューブで配信しておりイメージが湧きやすい。岡崎市においても同じように個別避難計画の作成に関する動画をユーチューブでの配信をしています。跡見学園女子大学の鍵屋先生というこの分野の第一人者の方に解説いただいております。

で、やっぱり個別避難計画っていうのは、先ほど言いましたように、誰とどこに避難するのかが一番肝になってくると思うんです。岡崎市はこのモデル事業をやったんですけど、このステップはほとんど無視しています。優先度の高い方は、ハザード区域内に住む、特に避難が困難な方に決めました。あとそれとそれで手あげですね、地区でやりたいところ、あと重症心身障がい児者の方ですね、重症心身障がい児者父母の会の方、岡崎では 100 人ぐらいです。会の方々100 人分の計画をとにかく作っちゃおうということでやってます。作成を進めるうえで、何が一番ネックになってくると避難支援等実施者を決めるところなんですね。実際自分が避難支援等実施者なるとすごくちょっと尻込みしちゃうとかですね。

内閣府の去年モデル事業では、ほか全国の自治体の話を聞いていますと、福祉専門職の参加が先行しちゃってですね。実際、ケアマネージャーに「避難支援の実施者まで見つけていく、来てくださいよ。」って、それはちょっと酷じゃないか？ましてや更新とかどうするのっていう話ですね。多分、地域の人は“どういう状態の人が、支援を求めているか”や、近所だから話したことなくても、”歩けるのか歩けないのか”、“意思疎通ができるのかできないのか”その程度分かれば、正直いいじゃないのかなって思ってます。岡崎市は、地域に作ってもらうスタンスでやってます。防災と地域づくりは相性いいなと思ってまして。ですから、一応あえて位置付けは生活支援体制整備事業協議会の中としています。生活支援コーディネーターが中心、或いはコミュニティソーシャルワーカーとかですね、そういった方々が中心なってやってます。

地域は専門職をくわしく知らないんですね。内閣府が「福祉専門職を使え」って言うからケアマネに頼んで作ろうと。先ほど言いましたけど、要介護 3 とか 5 とか、いいんですよ。“歩けるか歩けないか”それが分かれば地域の人は、多分それでいいんじゃないのかなって私は思いますけど、全国的には、国の内閣府の方針に沿ってやってますので、そんな考えの市もあるよっていうことを一言申し上げてます。

議題４　医療的ケアが必要な避難行動要支援者の避難先について（安城市提出）

【安城市】

個別避難計画作っていく上で、優先作成対象者の基準を設けて、50 名程度というふうにしたけど、それプラスで人工呼吸器、或いは在宅酸素療養患者なども含めて、それに入れています。優先対象にしてる人は、ハザード区域の状況も加味してますが、人工呼吸器などの医療的ケアが必要な人については、ハザード区域に関係なく優先としており、そういった方々の計画の早期作成を目指しております。電源確保の対応が必要になっていますが、体制がまだ体制が整ってないため、いざ何か事が起こった時

には、まだその方々の計画をつくれる状況ではないため、特別に医療的なケアが必要な方々に対して、何らかの対策をとっている市があるかどうかということをお聞きしたくて、今回議題として挙げさせていただきました。よろしくお願いします。

【議長】
　おそらく真っ先に個別避難計画の対象になる人が医療的ケアの必要な方だと思います。やはり電源が必要な人がいるんですね。で、先ほど重症心身障がい児者の方の計画を作ったと言いましたが、じゃあ避難ベッド持っていけるかと言うと運べません。体幹がない人は避難所で生活できないんですね。岡崎市に流れる矢作川が決壊した場合は想定浸水深度が 10 メーターですよ。周辺地域では、市内に安全な避難先が無いので、安城市のハザード区域外を避難先とした場合もあります。
　そうですね、おそらく在宅酸素を供給してる会社とか、或いは訪問看護ステーションさんに聞けば、多分、実態が見えてくるかな。自治体で医療的ケアのまとまった情報がないっていう実態があります。議題 3 と議題 4 が連続してしまいますが、この２つの議題で何かご質問、ご意見等あるか、市の方おられましたら、挙手をお願いいたしたいと思います。

【西尾市】
　議題 4 の西尾市回答ですが、「医療的ケアが必要な要支援者について把握できてないため、調整できていない」とありますけれども、西尾市の場合、危機管理課とそれから福祉部局とで調整が取れてないところがあって、このような回答になってしまいました。西尾市の場合は、保健所が難病患者の情報を把握しており、特にＡＬＳについては、毎年、避難行動支援者名簿を西尾市が更新していく中で、保健所から情報をいただいております。それでＡＬＳに限ってなんですけども、看護専門学校がありますので、その人の福祉避難所ということで、直接避難ができるような形で学校とは調整をしています。ご理解いただきたいと思いますよろしくお願いいたします。

【議長】
　ありがとうございます。中核市は保健所を持ってますが、県保健所との調整が必要になってくるところもあるかなと思います。

【安城市】
　蒲郡市さんは、すでにいろいろ医療機関とも協定を結ばれており、非常に参考になるなと思います。ちょっとお聞きしたいのが、長久手市さんでは、医療的ケアが必要な方の避難についてプロジェクトを立ち上げることをご回答いただいてますが、取り組みの状況など、わかる範囲で結構ですので教えていただきたいと思います。

【長久手市】

検討しているプロジェクトですがこれから着手しますので、まだ何も決まってないというところが現状です。各施設さんの方からも、一緒に避難行動要支援者について、もう 1 回見直したいという話も聞いておりますので、そういうとこも含め進めていきたいなと考えております。

【議長】
ありがとうございます。他に、ご質問はありますか。

【春日井市】
少し議題 3 に戻ってしまいますが、先ほど議長の方からも、「誰とどのように避難するかということが大切だ」と、私もまさにそうだなと思っております。しかし、春日井市では個別避難計画は国のガイドラインに通り、専門職、要はケアマネの方などに作成をお願いしています。東海市さん、日進市さん、みよし市さんについては、地域の方、町内会とか自治会民生委員の方などと、地域ぐるみで立てられているのかなあと思いましたので、どういった考えで、どのように地域に働きかけて、連携しているかについて、ご助言いただきたいです。

【東海市】
私どものところでは、地域コミュニティー活動を活発化させるというところの一つに、地域での助け合いとか自助・共助の部分ですね、そこを強めていくということで、やってまして、市民協働課というところで、そこ強く押してるんですけども、その中で、やはりその近所の方がその障害の方の状況を把握しうる形というのが一番早いのかなということ。災害が起きたときには、ご近所の方の共助ですね、そこにまず対応出る形を作っていきたいというところで、そのあとに公助が入っていくというような形で、まずは地域で助けいただくというのを一番に進めております。

【日進市】
本市の方は危機管理課の方が対応、担当で行っていますけれども、対象の方の手挙げ方式で申請をしてもらう形になっております。要支援者名簿を毎年度更新いたしまして、自治会や、あと自主防の方にその名簿を配布しております。具体的に誰とどこに避難するかっていうのが肝っていうことなんですけど、そちらの方は自治会等にいろいろお願いはしておるんですけれども、なかなか円滑には進んでいないため、今後もお願いしていく状況でございます。

【みよし市】
市内の要支援者は 400 人あまり、具体的な 380 ぐらいの数字です。そういった方の情報を自主防災会それから民生児童委員、消防、警察の方へは提供させていただいてるんですけれども、具体的な計画っていうところになると、こちらの回答にもあ

りましたように、今年度、自主防災会と民生児童委員さんを対象に個別避難計画の作成の必要性についての研修会を開催する予定でありますが、具体的にはまだ進んでいないというところが現状です。よろしくお願います。

【議長】
ありがとうございました。議題５の重層的支援のとこにも関係するようにですね、私も福祉が長く、福祉部局で進めて行くと思ってたんですが、市民協働とか防災の担当の方からの働きかけっていうのは、非常にコミュニティの再生という観点からも、とっても大切な視点だなというふうに思いました。
やはり何度も言いますけど、命を守る計画です。当事者の方には、「おそらく大災害が起きたときには、行政もケアマネも絶対あてになりませんよ。」、「1 キロ先の仲の良い人より、仲の悪い隣の人のほうが絶対役立つよ、だから、挨拶ぐらいしようね。」っていう話をよくしております。議題３議題４につきましてですね、愛知県の方からコメントいただけたらと思います。

【県地域福祉課】
県内の状況としてはちょっと古いデータですけど、令和４年の１月現在で、全部作成済みが３市、町で一部作成済みが 27 市町、作成が 24 市町となっております。
これは令和３年５月に法改正されて、努力義務化されたものなんで、これからやっていく、今まだ手探り中だと認識しております。よく私もいろんな各種団体とかの会議に出ますと、自分がそういう避難行動要支援者本人なんだけど、計画が策定されてるかどうかわからないというような質問を受けるんですけど、そういう場合には、やはりまだこれから作っていくものですと説明しているところです。先ほど議長さんからも紹介ありました通り、愛知県も内閣府のモデル事業に参加させていただいてですね。それを県が行う研修等ではフィードバックして、皆様の作成に役立つように努めていきたいと考えております。
同じく議題４の福祉避難所につきましても、愛知県の状況におきましては、内閣府が県の防災安全局を経由して調査していますが、令和４年の 12 月に現在においては２３ヶ所が指定福祉避難所として公示されているという状況であります。内閣府においても、これ以外にも協定施設で公表してない福祉避難所等があるという認識であり、なるべく公示するようにということを言っていますが、なかなか福祉避難所は調整等が難しいと思いますし、県もそうなんですけど他の部局等との調整が必要だとは思います。大変だと思いますけど、必要数の確保に向けて引き続きよろしくお願いいたします。

【議長】
多分今まで防災マターでやってきた。でもやっぱり、先ほど西尾さんも言われたんだけど、防災と福祉との連携が必要になってくるかなっていうことでございます。今

福祉防災フォーラムを立ち上げようということで、ゆくゆくは学会にしたいなっていうことですね。私も一応の呼びかけ人の一つですので、皆さんにＰＲしておきます。先ほど言いました跡見学園女子大学の鍵屋先生が中心になって、フォーラムを立ち上げます。またセミナーとか案内などいろいろあると思いますので、ご参加いただけたらと思います。

議題５　重層的支援体制整備事業について（新城市提出）

【新城市】

昨年も重層的支援体制整備事業についてということで、確か質問が出ていたと思いますので、ちょっと要点を絞って聞きたいと思います。重層的支援体制整備事業を始めているところもあるでしょうし、あと今、移行準備事業のところもあるでしょうし、あと、まだ様子見でよろしいところもあると思います。新城市では、来年度から始めようと思っているところで、特に迷っているのが、多機関協働事業というところで、当初は一つの事業所というか、社協さんにお願いをしようと思っていたんですが、今なかなか専門職が雇用ができないっていうことがあって、一つの事業所が請負うのか、それともいろんな専門職のネットワークを持って、共同事業っていうふうな形でやってた方がいいのか、課題となっており提出しました。

【議長】

重層的支援体制整備事業は、令和３年４月に社会福祉法改正により始まった事業です。確か、令和３年度愛知県内で５つの自治体、42 分の１ずつでしたかね、令和４年度に 10、令和５年度が 14 だったかな。全国でもまだ少なく、重層的支援体制整備事業に移行してないっていうところで、準備事業をやられてるとこも結構あると思います。

実は私ですね、いま厚生労働省の方から重層の関係の検討委員会を二つの委員会で委嘱されています。一つは重層の人材養成事業。そういう研修プログラムを作って実際研修しましょうという検討が始まっています。もう一つが包括的支援体制構築に向けた研修のあり方に関する調査検討委員会。これは説明を受けていないのでよく分かりませんが、要は各自治体間で包括的支援体制を構築していくために、必要な研修とかですね、そういったことができるプログラムを作っていこうというものです。こういう国の方の検討会に参加させていただいて、厚生労働省の人とか研究者大学の先生とかＮＰＯの方とか、先進自治体の方といろいろお話してるんですけど、厚労省の人が危惧してるのが、各分野の壁をなくしましょうっていうのに、新たに重層という壁を作ろうとしてるってことにすごく危惧をしています。厚生労働省の資料とか見ると割と突っ込んだ内容になってるなと思います。要は自由だよって、柔軟にやりましょうっていう、なかなか国の資料でそういうことないと思うんです。重層的っていうのが、要は分野が重なるっていうところですね。それぞれの事業の重なり合う相談支援

事業と、参加支援事業の重なり合い、参加支援事業と地域づくり事業の重なり、それを支援する体制を整備していきましょうっていうのが、重層的支援体制整備事業だと思います。それは、先ほどそういう重層という新たな壁じゃなくて、各自治体にあったような今まであるのをリノベーションしていきましょうよっていうことです。

要はどうデザインするか、各自治体でそういう包括的支援体制に何が必要で、何でやらなきゃいけないか。106 条の 4 の通りにやりましょうっていうわけじゃなくて、私の自治体に何が必要なにができてて、何ができてないか、できてることをつなぎ合わせて、重なり合わせては推進していく。そういったリノベーションでいいですよ、フレキシブルにやってもいいですよ、ということだと思います。とは言え、その重なり合いのところに相当する事業が新たに設けられた多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と、参加支援事業等この三つが新しい新規事業なんですけど、やはり、多機関協働事業になってくると思います。今回のご質問については、どういう委託をすればベストなのかと言うことですが、新城市さんのやりやすいやり方で実施するのが多分回答なんだと思います。とはいえ、県内では今 14 自治体ですね、或いは準備やってる自治体もありますので、どういう考え方をしてるかということで何か聞いてみたい自治体がございますでしょうか。

【新城市】

実際に包括的な相談支援っていうのは、たくさん共同って言っても、今あるものをどうつなげていくのかっていうところと、いろんな重層的なその会議のところをどこがまとめるのかっていうところが、そこに入ってくるのかっていうと、ぽんとベルサーバーとして作業に全部またお任せっていうと「丸投げだ」っていう、こう意識を持ってしまうので、新城市も 1 人はそういう人を置いて、市の窓口も総合相談窓口っていうことで、なんでも横の繋がりを作っていくんだけども、最近は社協でやりましょうっていう形で落ち着いたんですが、資料見ていて、安城市さんが共同事業は、社会福祉課直営とありましたので、ちょっと似てるのかなっていうところでお聞きしたいと思います。

【安城市】

うちもまだ実は取り組んでいません。来年度から移行準備がやれればというような段階で、いろいろ本当に昨日も岡崎さんにいろいろ話を聞いてきたとこなんですけど、今イメージしてるものは、共同事業として取りまとめをするのが直営。そこでいろんな機関ネットワーク設けた中で多機関共同事業。会議をやるときは招集かけたり、様々なことをやるのが私たち直営いうことで、この部分は委託ということは考えてなくて直営でやっていくことを考えてます。

【議長】

おそらく長久手市さんが直営で確か 1 人相談支援包括化推進員を配置していると

思うんですけど、その辺どうでしょうか。

【長久手市】
　長久手市では、相談支援包括化推進員ということで、職員１人と、あと社会福祉協議会にも１人配置しております。職員が地域で起きた複雑化した相談を受け付けて、ケア会議のテーブルをセッティングしたり、ファシリテーターをやっているという状況です。

【議長】
　ありがとうございます。春日井市さんからもお願いします。

【春日井市】
　議長からご紹介いただきましたが、春日井市は多機関協働を直営（職員）で行ってます、社会福祉士と保健師と精神保健福祉３人で、令和４年度からの事業開始です。移行準備事業は、経ずして本格実施をしました。その際に、先行して重層事業を行っていた他市さんにいろいろお話を伺いましたが、新城市さんと同様に最初は社協に委託を検討しました。しかし、協働の中で二つの壁があると思います。一つは、庁内の壁です。重層事業が高齢・障害・子育て・困窮という四つの分野がありますが、それぞれ四つの課長がいて、やっぱりその行政内の連携に壁があるので、これを外部の社協に委託したとしても、その壁を越えられないということ。市の職員、それも力のある職員がやらないといけないと考えました。もう一つの壁は、仮に庁内連携ができたとしても、福祉だけの専門職の連携では、重層という新たな壁を作るだけなので、いかに専門職と地域の方との連携を重ね合わせていくかがポイントとなります。そこでは社会福祉協議会があると思います。
　社会福祉協議会が今まで取り組んできた地域福祉の推進の中間支援団体として、それぞれの社協、また行政のビジョンがあると思いますが、そこにいかに人材を配置するか、そのための予算をどう確保するかが大切です。先ほど安城市さんが取りまとめは、行政がということで取りまとめの中に、もう一つは、やはりこの事業をすると交付金の事務が非常に大変なので、行政の職員はその覚悟が必要です。様々な地域づくりを超えて、重ね合わせていくのは社会福祉協議会の得意分野なので、そこを社協と行政側で最初に合意を得て体制づくりができると良いと思っています。

【議長】
　ありがとうございます。豊田市さんなんですけど、福祉総合相談課が重層の主担当なんですけど、相談支援包括化推進員を関係課の副課長さんが担っていると思うんですけど、よろしかったでしょうか。

【豊田市】

重層的支援会議というのがありまして、副課長級については、年数回程度予定してます。あとは月１回程度、各課の担当者級の定例会をやって個別の課題の検討等を行っているというような状況です。

【議長】
ありがとうございました。本当に各市の考え方だと思います。先ほど、春日井さんからのご説明もありましたが、岡崎市も市役所の中の調整や様々な分野の調整を外部組織である社協さんがやるのは酷かなって正直思いまして。人事の方に無理って、初年度は４人、今６人、相談支援包括化推進員は市職員が担っています。もう一つねらったのが、行政のコミュニティソーシャルワーカーを作りたかった。要は地域づくり事業、参加支援事業もやってるんですね。そういった意味では、春日井さんの地域福祉包括推進と相談支援包括化推進を兼ねるような形になっていると思います。
多機関協働について、厚労省のイメージ図がありますよね、あれは案なんです。厚労省もはっきりと、あの通りやらなくて良いと言っています。支援会議をやって、本人同意もらって、重層的支援会議やって、それからプラン作って、その通りやっていると支援会議だけで大体くれてっちゃいます。重層的支援プランなんて、ほとんど作らないです。重層関連の回答を見てると、「もう出来ているから移行しません」っていう回答もあるけど、出来ている各市こそ重層に移行すべきだなって私は思います。それは、社会福祉法に支援会議のそれぞれの分野でもあるんですけど、個人情報を共有する仕組みがあるっていうことと、あと一括交付金化されたところ。要は、地域包括支援センターの支援対象が高齢者だけなんですよ。ところが重層だったら、地域包括支援センター職員が障害のことやってもいいし、子供のことで案分するとかそういうことがなくなる。だから、出来ている各市ほど、重層に移行したらいかがなものかなと思います。それでは、愛知県の方コメントの方、よろしくお願いいたします。

【県地域福祉課】
先ほど議長の方からご説明があった通り、県内におきましては、今年度時点において14市町が重層を実施していまして、来年度においても、いくつかの市町村が実施するということを伺っております。先ほどに説明がありました通り、関係部署等との連携が一番大事なってくるとは思います。県においても研修をしており、県社協と合同で研修をやっておりまして、今年度もやる予定ですが、市町村職員と社協職員を対象とした研修を行っております。各種の取り組みがいろいろあり、社協に委託しているところと、直営でやっているところと、いろいろあるんですけど、各市の状況を参考にされながら進めていただければいいかと思います。

【議長】
議題５についてはですね、以上とさしていただきます。
続きまして、議題６について知多市さんより趣旨説明をお願いいたします。

議題６　身寄りのない方の死亡前後における行政のかかわり方及び円滑な死後事務対応について（知多市提出）

【知多市】

この度、身寄りのない方の死亡前後における行政の関わり方及び円滑な手法事務対応について、議題として提案させていただきました。皆様、ご回答ありがとうございました。当市に限らないことかと思いますが、家族や親族と疎遠で身寄りのない方が孤立死として発見されたり終末期を迎えるにあたって、本人に代わって各種手配をする人物がいなかったりっていう対応が困難なケースが増加しています。

最近、もう親族とは疎遠なひとり暮らしの高齢男性について民生委員さんから相談がありまして、本人は大家さんに任せてあるからっていうぐらいのことしか言ってくれなくて、大家さんも困って民生委員さんに相談されてるんですが、実際にこの相談があってから１ヶ月程度の間に、入院されてお亡くなりになりました。病院の方からも、相談がありました。長寿課の方にご相談が入ってしまうような状況で、現在は親族調査を行っているんですけれども、本人から聞き取った親族の連絡先の情報が古くて全く使い物にならないような状況がありました。皆様、それぞれにご苦労されつつ、対応されていることがよくわかりました。趣旨としては以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。これは根深い問題っていうのか、各市においても悩ましいところかと思います。いわゆる身元保証的なサービスがいろいろありますが、流通がしっかりしてないっていうところにやっぱり原因があるんじゃないのかなと思います。民法上の保証人・連帯保証人は、あくまで債権債務の話だけのことですね。身元保証っていうのは、そういう法律的な確約がない、定義がないっていうところで問題があります。

例えば、生前ですと、入院とか施設入る時や、医療同意とか、緊急連絡先を誰にするかなど、様々な問題があります。あと、生活してく上での、もう成年後見制度とかいろいろありますけど、そういう例えば、病院の通院や、買い物支援とか、或いは財産管理の問題ですね。あと税金とか、ライフラインの支払いとか、そういうのをどうするか。お亡くなりになった後でも、残存家財をどうするか、お墓どうするか、そういう問題があります。

その中で、素晴らしいなと思うのは、名古屋市さんの社会福祉協議会への委託事業だと思うんですけど、安心エンディングサポート事業について、もしご説明ができるようでしたお願いします。

【名古屋市】

名古屋市では確か昨年度からだったか、社協に委託っていう形で、福岡の例なんか

も参考にして、このあんしんエンディングサポート事業っていうのをやっております。
　対象としては、65 歳以上の方、そういう意味では高齢の方を対象にしたサービスになっております。一人暮らしで、お子さんやお孫さんが、市内にいないというようなところなんかも要件になっています。また、所得要件もありまして、市民税非課税の方とか、預貯金が 350 万円以下というような方を対象にやっています。事前に預託金っていう形で、葬儀・納骨費用として 25 万円という形なんですけれども、あとプラス家財処分費として業者見積もりを併せた金額を預託金として預かっておいて、実際お亡くなりになった場合に、預託金を元に、葬儀であったり家財処分、そういったことに使っているというような事業になります。直接の担当ではないので、一応事業概要みたいな話になってしまって恐縮ですけれども、そういった取り組みを昨年度から実施しています。

【議長】
　ありがとうございます。やはりお金ある人は、信託すればいいんですね、私も某信託会社から最低 300 万からだって言われました。名古屋市さんの事業では、20 万から 25 万でこういうお亡くなりになった後の事務ができる。できれば生前の身元保証もやってくれる制度があるといいなと思いますが、ちょっと春日井市さんばかりで申し訳ないですけど、権利擁護センターで終活事業をやられてるかと思います。

【春日井市】
　そうですね終活サポート事業なので、生前整理などを権利擁護センターが実施しており、相談支援は社会福祉士が行っています。内容として生前整理や相続とか葬儀のあり方について、その方の経済状況などを聞きながら、登録している専門業者の案内などを行っています。

【議長】
　お聞きしたい自治体はございますか。

【知多市】
　特定のということではなくて、全体でお尋ねしたいんですが、親族調査が終わるまでご遺体を保管されているか、その親族調査が長引きそうだと、先に火葬してしまうっていうような自治体があるか、そういう根拠を持っているようなところがもしあれば、お伺いしたいです。

【春日井市】
　葬儀会社の方に保管していただいています。親族調査が終わるのが３ヶ月、場合によって４ヶ月かかるので、その期間は保管することもあります。

【新城市】
　ご遺体を安置する場所がない場合は、葬儀会社で多分ドライアイスなどで保管しておく場所があるかと思います。先日、事例のところにも載せた案件ですが、「もう一切やらないよ、死んだら言ってくれればいい」、「その親族が死んでも、何もやりません」っていうふうに事前に聞いていたので、一応連絡はした上で、火葬したんですけども、火葬した後から、いろいろと言ってくるところがあったり、火葬の費用も、やる人がいないからしょうがないから民生に挿入するしかないねって言って、民生委員でやったんですけど。実際にはその方、いろいろ調べたら、何十万か、通帳に入っていました。そしたらそのお金って、民生１人出すべきものなのっていう話も、あって、法律関係のところと相談しながら対応考えています。

【議長】
　ありがとうございました。本当にこういう身元保証サービスといいますか、先ほど言いましたが、法律がない・制度がないのでガイドラインとかいろいろありますが、やっぱり課題がいっぱいある。あと、そもそも契約意思決定支援をどうするかっていう問題があります。法律がないと無法状態ですので、額も高額であったりとかですね契約不履行であったり、監督するところがないっていうところで、こういうのを何か制度ができないのかなって言う、高齢分野でも障害分野でも喫緊の課題だと思います。愛知県の方コメントありましたらよろしくお願いいたします。

【県生活衛生課】
　墓地埋葬法を所管していますが、これから社会を迎える中で身寄りのない方の対応、非常に多くなって大変だと思います。法律の方も議長がおっしゃった通り、古い法律であり、大変苦労されていることと思います。その中でいくつかの自治体さんの回答でもありますように、厚生労働省から令和３年３月にお金の面ですが、身寄りのない方が亡くなられた場合の料金等の取り扱いの手引きなども発出されておりますので、そういったものを参考にしていただいて、死後の事務対応の参考にしていただければと思います。

【議長】
　ありがとうございます。墓地埋葬法でやるか、あと生活保護の葬祭扶助でやるかぐらいしか手だてがないっていうのが現状です。中には、地域にある身元保証サービスを紹介している自治体もありますが、その辺がもう少しシステマチックにできる。要は、第三者の目があるとかですね、信用性の担保っていいますか、そういうのがあるといいなと思います。

議題７　高齢者見守りについて（みよし市提出）

【みよし市】
　高齢者の見守りにつきましては、どこの市町村さんも頭を悩ませているところかなと思います。本市におきましても、配食サービス、こちらは委託業者の方に、ご本人に別途手渡しするという形で、安否確認も含めた形の配食サービス、それから、包括支援センターの職員による見守りっていうのは、包括の方に 1 人世帯のリストをお渡ししまして、独居の実態把握っていうのをできる限りやってくださいね、という形でお願いしておるというような状況で進めています。緊急通報システムの対応につきましては、ＮＴＴの回線が必ずないとできないんですけれども、緊急通報システムレンタルしてという形でやっておるというような現状です。配食サービスだとか包括の職員のどっかの実態把握っていうふうになるとマンパワーの限界がございますので、効果的な何か手法がないかなということで、皆さんのお声を聞きたいということで出させていただきました。以上です。

【議長】
　高齢者の見守りっていうことで、回答見る限り、どの自治体も配食サービスや、緊急通報とかリズムセンサーなどをやっていますが、確か自治体の全部一般財源ですよね。その辺、自治体の考え方かと思います。どこから聞いてみたい自治体がありましたらご質問をお願いします。

【みよし市】
　名古屋市さんが、名古屋市フレイル予防ポイント＆見守りアプリの普及を実施とありますが、ホームページを拝見し、地域ケア推進課さんがご担当となっておりましたので詳しいことはそちら質問したいと思います。
　蒲郡市さんが、昨年度よりコミュニケーションロボットを活用した見守り事業に取り組まれているということで、ホームページを拝見しました。昨年度の実証実験の様子など詳しくは直接、担当課の方にお伺いします。
　尾張旭市さんが24時間の相談ができる緊急通報装置の設置事業を開始したというふうにありまして、福祉政策課の方に少しお伺いしたいと思いますが、民間事業者が緊急通報を受けて、相談の対応したり、消防機関等に連絡する形になるのか、それとも緊急通報は、そのまま消防機関等に直接つながるのか、その辺りがお伺いしたいです。

【尾張旭市】
　こちらの緊急通報装置ですが、昨年度末に新たに開始した事業で、民間事業者に委託しています。開始前は NTT さんの回線を使用するもので、間違いで消防署に連絡が入ることもあり、新たに民間事業者さんを間に入れています。
　内容としては、センサーにより日常の生存確認を行い、転倒した場合は、ペンダントを押せば緊急通報が民間事業者さんに入り、マイクで「大丈夫ですか」と問い合わ

せ、反応がなければ（鍵を預かっている民間事業者が自宅を訪問し）、必要に応じて救急や警察に連絡するという流れになります。

【議長】
ありがとうございます。これからＩＣＴとかっていう、ＤＸとかそういうのがあっていろんな活動を持ってくると、より良いサービスができるといいかなと思います。愛知県の方で何かあるようでしたら、お願いします。

【県高齢福祉課】
私からは情報提供という形になりますが、一緒に令和５年７月に一人暮らしの高齢者に対する見守り活動に関する調査ということで、ご覧になられた方も多いかと思いますけれども、総務省行政評価局が出しているものになります。主に事例集になるんですけれども、福岡市が民間事業者からの通報受け付けを通じ、見守り活動という先ほどと全く似たような感じの事業なんですけれども、一歩発展させて、センサーを活用した民間事業者が安否確認を行う見守り実証事業というのを紹介しております。ＩＣＴを活用したという事例も載っていますので、ぜひこちらの方もインターネットからご覧をいただけますので参考にしていただけるといいかなと思います。

議題８　基幹相談支援事業について《課税・非課税の取り扱い》（半田市提出）

【半田市】
最後、お願いします。４月２日の中日新聞に載っておりましたので、改めて私が説明するまでもございませんが、基幹相談支援事業について 38 市中、本市を含めまして 31 市が非課税という回答でした。
先月、社会福祉協議会の局長会議が県内で開かれ、その時にもこの話題が出たということを事務局長から聞いておりました。その時には、今後国の方からの何らかの指示があるので、それに沿って対応するような感じの連絡も聞いております。実際に私どもが知りたかったのは、特に課税している市は、どこで判断されたのか知りたくて質問しました。あと、一番問題になってくるのが、非課税とした 31 市が今後どのような対応していくのか、どのように考えているかを確認いたしたく、質問をさせていただきました。
本市としては、国の指示に沿って対応しようと思っていますが、返事がいつになるかわかりませんので、とりあえず令和６年度の予算からは、基幹相談部分の消費税相当額については予算計上する。私どもは社協に特定相談と基幹相談を一括で発注しており、６人体制でそのうちの２人が基幹相談という業務を担うというふうに業務仕様書には書いてありますので、その２人分相当額の消費税と事務費相当分の消費税を計上し、６年度は一括契約する考えでございます。各市より回答をいただいており、有難く受けとめたいと思っております。

【議長】
ありがとうございました。課税していた自治体は、消費税法で規定がないから課税ってことですね。非課税とした多くの自治体は、社会福祉事業の一つだという拡大解釈によるもの。
問題は、要は今まで非課税だったところをどう巻き返すかっていうところになる。その辺は、やはり国の見解が出てからっていうところもありますし、ある程度、歩調を合わせたやり方で、適切な納税をしていく必要があるかなと思います。愛知県より、この辺についてコメントの方、よろしくお願いいたします。

【県障害福祉課】
議長さんが言われた通りなんですが、県の方でも直接、厚生労働省障害福祉課相談支援係に対して新聞に載った直後から、確認しております。国として通知は、出す予定としておりますけど、まだ通知していない状況です。通知時期については未定ですけれど、結論としては課税ということは、財務相や厚労相が言われた通り、新聞の通りです。ただし、細かいところでは、延滞税がどうなるかなど、いろいろ細かいとこもあると思います。こちらとしても国の通知等については、即座に市町村の方には連絡させていただきたいというふうに思っておりますので、お願いします。
追加で補助金の関係です。今年度については地域生活支援事業費等補助金ということで、補助の対象になりますが、過年度の事業分については補助金の対象外となります。裁量的経費なので、過去にさかのぼって対象とするということはありません。情報提供だけさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【議長】
以上で、議題８まで終了させていただきます。
議題９「その他」もありますが、時間が大分超過してますので、どうしても質問したい方だけでお願いします。

（質問なし）

よろしいですかね。また何かありましたら、出席者名簿にて連絡を取り合っていただけたらと思います。それでは、次年度の当番市について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

【事務局】
次年度の当番市についてですが、市政施行順によりまして、議長当番は一宮市さんにお願いすることとなります。一宮市福祉総務課様、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは、以上です。

【議長】
　ありがとうございました。進行がまずく、時間超過してしまって、申し訳ございません。以上を持ちまして、議長としての役割を終えさせていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

【事務局】
　斎藤課長様、ありがとうございました。
　これをもちまして、福祉保健関係部課長会議を閉会します。長時間にわたりありがとうございました。